別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度
特例ベトナム人第十陣看護師候補者	令和八年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例ベトナム人第九陣介護福祉士候補者	令和八年度

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
（新設）	（新設）

○東北地方整備局告示第四十六号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年東北地方整備局告示第百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。	秋田県沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。